

比企の川づくり協議会 規約

平成13年2月24日 承認
平成14年2月23日 改定
平成15年4月19日 改定
平成22年8月31日 改定
平成25年4月13日 改定
平成27年4月26日 改定

第1条（名 称）

本会の名称は、「比企の川づくり協議会」とする。

第2条（目 的）

本会は、比企流域を対象として、流域の住民、河川管理者、流域市町村などとのパートナーシップを構築し、相互の活動状況や現地の実情の正しい理解を通じて、比企地域の自然と文化に根ざした、持続可能な地域社会の形成に資する川づくりの実現に向けた活動を行うことを目的とする。

第3条（活動エリア）

本会の主な活動エリアは、比企郡（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町）、東松山市、東秩父村とする。

第4条（組 織）

本会は、代表、事務局、運営委員、会員によって構成される。

第5条（事務局）

本会の事務局は代表宅に置く。代表者は、総会の承認を以って決定する。

第6条（運 営）

本会の運営は、総会により決議し、企画ごとに運営委員を中心にして行う。運営期間は、4月1日から3月31日までを1年度とする。

第7条（活動方針）

河川は地域共有の公共財産であることから、本会の運営にあたっては、広く地域住民に開かれた活動を行う。

第8条（活動内容）

1. 比企流域の市民（団体）と河川管理者、流域市町村、関係者（事業者、利水関係者等）、学識者等とのパートナーシップの構築を図るため、関係者との連携の下、「流域懇談会」を開催する。
2. 会計報告、事業報告、事業計画案の協議及び比企流域市民間の相互理解の増進と合意形成に向けた話し合いの場を開催する。
3. 河川管理者等との意見交換会を行なう。
4. 上記を運営するため、「運営委員会」を開催する。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第9条（会費）

運営委員の年会費を2,000円、会員の年会費を1,000円とする。会費納入をもって運営委員及び会員とし、委員及び会員には見学会、懇談会、市民の集い等の開催案内を通知する。

以上